

日医発第1116号(保174)

平成18年3月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植松 治 雄

調剤報酬請求に対する審査の実施について

調剤報酬請求に対する審査に関する取扱いの変更につきまして、平成18年3月10日付けで「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」及び関連告示の一部改正が行われました。

また、同日付け「調剤報酬請求に対する審査の実施について」(保発第0310001号及び保発第0310007号)により、厚生労働省保険局長から社会保険診療報酬支払基金理事長及び国民健康保険中央会理事長宛に通知されましたことをご連絡申し上げます。

今回の改正内容は下記のとおりであります。

記

1. 請求省令の改正

従前、合計点数が2,000点以上の調剤報酬明細書のすべてについて、処方せんの内容を明らかにすることができる資料(処方せんの写し等)を添付して請求しなければならなかったが、この資料添付の規定が廃止された。

- (1) 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)の一部改正

[厚生労働省令第30号]

(第1条第3項)

第1項の場合において、厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を、~~厚生労働大臣の定める調剤報酬明細書には、処方せんの内容を明らかにすることができる資料を、それぞれ添付しなければならない。~~(二重線部分削除)

- (2) 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める調剤報酬明細書を廃止する件〔厚生労働省告示第112号〕

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の定める調剤報酬明細書(平成6年厚生省告示第346号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。

ただし、平成18年4月1日以前の調剤に係る調剤診療報酬明細書については、なお従前の例による。

2. 調剤報酬請求に対する審査の実施について

保険者は調剤報酬明細書の合計点数が1,500点以上のものと医科の診療報酬明細書と突合して、不適切な投薬が行われていると考えられるものについて、理由を付けて審査支払機関に審査(いわゆる1次審査)を申し出ることができる。

【審査支払機関における審査等】

(1) 保険者から申出のあったレセプトについて、審査支払機関は申出の範囲内で通常の1次審査(従来の院内投薬の審査と同様の方針に基づく審査)を行った上で、不適切な診療または調剤が行われていると認められる場合には、所要の査定を行う

(2) 査定の請求

① 調剤又は診療の内容が不適切な場合

イ 調剤が不適切な場合は、保険薬局に対し、査定分を請求する。

ロ 診療が不適切な場合は、保険医療機関に対し、調剤の査定分を請求する。

② 審査上特に疑義が生じ、審査支払機関が保険者からの申出のあったレセプトに係る処方せんを保険医療機関から取り寄せた場合、または審査委員会が当該処方せんを取り寄せた場合

イ 保険薬局が処方せんの内容と異なる調剤を行っている場合は、保険薬局に査定分を請求する。

ロ 処方せんの内容が不適切な場合は、保険医療機関に調剤の査定分を請求する。

(3) 査定分の請求

審査支払機関は保険医療機関が当該査定に係る処方せん及び保険薬局を特定しうるよう配慮する。

(4) 再審査

審査の内容に不服がある場合には、保険者、保険薬局、保険医療機関は、審査支払機関に再審査を申し出ることができ、審査に当たっては申出の範囲内で通常審査と同様の方針に基づき行う。

※ 処方せんと診療報酬明細書の突合は「再審査」の取扱いとなっていたものが、いわゆる1次審査となり、査定後、医療機関から異議があった場合の再審査請求が行えるようになった。(従前は「再々審査」となり認められないという不合理があった)

3. 実施時期

平成18年4月診療分以降のレセプトから実施する。

(添付資料)

1. 官報 第4294号(平成18年3月10日)

[省令]

- (1) 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令〔厚生労働省令第30号〕
- (2) 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める調剤報酬明細書を廃止する件〔厚生労働省告示第112号〕

2. 調剤報酬請求に対する審査の実施について

[平18.3.10 保発第0310001号 社会保険診療報酬支払基金理事長宛厚生労働省保険局長通知]

3. 調剤報酬請求に対する審査の実施について

[平18.3.10 保発第0310007号 国民健康保険中央会理事長宛 厚生労働省保険局長通知]